

第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成27年12月16日（水）

午後2時から

場所：京都市役所本庁舎1階 F 会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

○ 報告事項

- (1) 奨学金等返還事務の取組状況について（平成27年9月末日現在）

・・・P1（資料1）

- (2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

・・・P13（資料2）

○ 審議事項

- (3) 法的措置着手基準の見直しについて

・・・P17（資料3）

- (4) 特別な事情による返還猶予制度の見直しについて・・・P19（資料4）

- (5) 履行期限延長における再判定時の特例的な取扱いについて

・・・P23（資料5）

○ その他

（添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成27年9月末日現在）（資料1）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料2）
- ・ 法的措置着手基準の見直しについて（資料3）
- ・ 特別な事情による返還猶予制度の見直しについて（資料4）
- ・ 履行期限延長における再判定時の特例的な取扱いについて（資料5）

（参考資料）

- ・ 第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

奨学金等返還事務の取組状況（平成27年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区 分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		猶予中 ②	免除中 ③	返 還 請 求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還 滞 納 (注2) (注3)	滞納なし
人 数	1,404	3	1,163	238	171	67	0
構成比	100.0%	0.2%	82.8%	17.0%	12.2%	4.8%	0%
返還請求分				100.0%	71.8%	28.2%	0%

注1 「④返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成26年度返還分（納期は平成26年10月1日～平成27年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（7人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成26年度返還分に滞納がある67人に7人を加えた74人である。

注3 滞納者（67人）については、平成26年度返還分から新たに滞納となった者が46人おり、残る21人は平成25年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（67人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 42人
- ・ 返還手続未了 . . . 12人
- （うち面談困難 . . . 3人）
- ・ 所在不明 . . . 1人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（3人）を含む） . . . 12人

(2) 平成26年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数	猶予中	免除中	返還請求	収入	未収入
26	1,711 件	4 件	1,438 件	269 件	188 件	81 件
	(100.0%)	(0.2%)	(84.1%)	(15.7%)	(11.0%)	(4.7%)
				[100.0%]	[69.9%]	[30.1%]
26	131,523 千円	149 千円	111,215 千円	20,159 千円	15,844 千円	4,315 千円
	(100.0%)	(0.1%)	(84.6%)	(15.3%)	(12.0%)	(3.3%)
				[100.0%]	[78.6%]	[21.4%]

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 3 件
- 収入の大幅な減少のため 1 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 4 件
- 障害のため 2 件
- 所得が基準以下のため 1,432 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求269件」の内数

- 所得が基準以下のため 61件（48人）
- その他特別な事情等 0件

(3) 督促・催告等の実施状況

平成19～25年度返還分に係る滞納者35人（平成27年3月末日現在で新規滞納者9人，継続滞納者26人（裁判手続中の3人を除く。））について，5月末までに返還手続を行った者（新規滞納者6人）及び6月1日時点で相談中等の者を除き，次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果，11人（新規滞納者3人，継続滞納者8人）が返還手続を行ったため，裁判手続中以外の滞納者は18人となり，裁判中の借受者を加えると滞納者数は21人である。

ア 催告の実施（新規滞納分）

平成26年9月末日の履行期限が経過し，新たに滞納となった平成25年度返還分の滞納者に対して，次のとおり催告を実施した。

なお，例年9月当初に実施している催告は，対象者がいなかったため実施していない。

【催告の実施状況】

（平成27年9月末日現在）

発行日付	区分	合計	相談中	督促	催告	催告後の 返還手続 (注)
6月1日	対象借受者(人)	3	2	—	1	3(1)

(注) 相談中等により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり，（ ）内が督促等を実施した者のうち，返還手続を行った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

催告発行日	手続済 人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	免除
6月1日	3	3	—	—
うち相談中分	(2)	(2)	—	—
うち催告分	(1)	(1)	—	—

イ 催告の実施（継続滞納分）

平成24年度以前返還分に既に滞納がある26人（平成27年3月末日現在。裁判手続着手者等3人を除く。）について，所在不明・所在調査中，相談中の者を除き，催告（特別催告）を実施した。

【催告の実施状況】

(平成27年9月末日現在)

発行日付	区分	合計	所在不明	相談中		催告	催告等後の 返還手続 (注2)
				(返還見込及び 返還手続中)	(面談継続中等) (注1)		
6月1日	対象借受者(人)	26	6	6	—	14	4(0)
	うち保証人請求(人)	13	—	—	—	13	
9月1日	対象借受者(人)	22	5	3	13	1	4(0)
	うち保証人請求(人)	—	—	—	—	—	

(注1) 具体的な返還の意思までは示していないが、面談を継続中の者である。

(注2) 納付相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が催告等を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

催告発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	猶予
6月1日	4	1	1	2
うち所在不明分	(1)	(0)	(0)	(1)
うち相談中分	(3)	(1)	(1)	(1)
うち催告等分	(0)	(0)	(0)	(0)
9月1日	4	—	—	4
うち所在不明分	(4)	—	—	(4)
うち相談中分	(0)	—	—	(0)
うち催告等分	(0)	—	—	(0)

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等

(平成27年9月末日現在)

実施年度 区分	～25	26	27	28	合 計
50万円以上	4人 (3人)	2人 (1人)	1人 (1人)	2人 (1人)	9人 (6人)
100万円以上	3人 (3人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (3人)

注1 平成28年度の高額滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、それぞれの区分ごとに見込んだものである。

2 上記表中の()内は、裁判で争うことを表明している借受者の人数である。

3 訴訟提起については、現在、滞納額が100万円以上の借受者(3名)を対象にして実施しているが、資料3のとおり、今回の監理委員会において、法的措置の着手基準の見直しを行った場合、裁判対象者数の増加が見込まれる。

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成26年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

- (1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）
 (2) 免除決定額 142,282,625 円

（参考） 平成26年度の実施状況について

① 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
(参考) 免除額累計	16,940	1,266,210,380	

② 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
(参考) 免除額累計	5	1,918,500	

3 平成26年度返還分で5年ぶりに手続する借受者1,026人の状況

- (1) 返還制度見直し後の初年度（平成21年度）に免除された1,026人の借受者について、免除期間（5年間）終了に伴い、改めて免除の可否を確認し、免除基準に該当する方は新たに5年間の免除を決定し、免除基準を上回る所得の方には返還を求めた。

(2) 平成27年9月末の状況

平成27年9月末現在

返還年度	免除	猶予	返還請求	
			返還済み	滞納
平成21年度 免除決定人数	1,026人			
平成26年度	895人	2人	97人	32人

平成21年度と比較すると、非免除該当者が、約120人増加した。主として借受者の年齢が5歳上ったことによる収入増が要因であると考えられる。

※ なお、申請を受けてから免除決定までの間に一定期間を要することから、9月末日以降に免除決定を行うものが一定数存在するため、今後免除人数が増加する見込みである。

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成 27 年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	527 件 (14.5%)	2,890 件 (79.7%)	209 件 (5.8%) [100.0%]	188 件 (5.2%) [90.0%]	21 件 (0.6%) [10.0%]
	249,336 千円 (100.0%)	28,641 千円 (11.5%)	207,227 千円 (83.1%)	13,468 千円 (5.4%) [100.0%]	11,145 千円 (4.5%) [82.8%]	2,323 千円 (0.9%) [17.2%]
21	1,708 件 (100.0%)	199 件 (11.7%)	1,336 件 (78.2%)	176 件 (10.1%) [100.0%]	159 件 (9.3%) [90.3%]	17 件 (0.8%) [9.7%]
	136,593 千円 (100.0%)	10,807 千円 (7.9%)	109,244 千円 (80.0%)	16,542 千円 (12.1%) [100.0%]	15,039 千円 (11.0%) [90.9%]	1,503 千円 (1.1%) [9.1%]
22	1,725 件 (100.0%)	114 件 (6.6%)	1,469 件 (85.2%)	142 件 (8.2%) [100.0%]	118 件 (6.8%) [83.1%]	24 件 (1.4%) [16.9%]
	132,742 千円 (100.0%)	5,885 千円 (4.4%)	114,215 千円 (86.0%)	12,642 千円 (9.6%) [100.0%]	10,699 千円 (8.1%) [84.6%]	1,943 千円 (1.5%) [15.4%]
23	1,721 件 (100.0%)	59 件 (3.4%)	1,536 件 (89.3%)	126 件 (7.3%) [100.0%]	101 件 (5.9%) [80.2%]	25 件 (1.4%) [19.8%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,306 千円 (2.5%)	117,252 千円 (91.0%)	8,343 千円 (6.5%) [100.0%]	6,302 千円 (4.9%) [75.5%]	2,041 千円 (1.6%) [24.5%]
24	1,719 件 (100.0%)	26 件 (1.5%)	1,572 件 (91.4%)	121 件 (7.1%) [100.0%]	92 件 (5.4%) [76.0%]	29 件 (1.7%) [24.0%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,280 千円 (1.0%)	119,261 千円 (92.9%)	7,882 千円 (6.1%) [100.0%]	5,748 千円 (4.5%) [72.9%]	2,134 千円 (1.6%) [27.1%]
25	1,718 件 (100.0%)	12 件 (0.7%)	1,587 件 (92.4%)	119 件 (6.9%) [100.0%]	92 件 (5.3%) [77.3%]	27 件 (1.6%) [22.7%]
	128,980 千円 (100.0%)	547 千円 (0.4%)	120,511 千円 (93.4%)	7,922 千円 (6.2%) [100.0%]	5,933 千円 (4.6%) [74.9%]	1,989 千円 (1.6%) [25.1%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に 1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3 件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	28件
	特別な事情	91件
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	38件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	14件
	特別な事情	23件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	8件
	特別な事情	17件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
	長期不在	1件（注3）
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	7件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	5件
	特別な事情	2件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」で報告をしている1人分（報告番号37）を示している。

3 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
合 計	16,940	1,266,210,380	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
37	A-1, A-2（検討期間不足：説明時期, 家庭等の事情）, C（連絡対象者ではない保証人の意思表示）	a（行政不信等）
38	C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）

※ 各個票に記載している日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 37	猶予した奨学金の対象年度：平成19～25年度返還分（大学分）
特別な事情（ <u> </u> ） A-1, A-2（検討期間不足：説明時期、家庭等の事情）、C（連絡対象者ではない保証人の意思表示）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年7月に連絡対象者を訪問するが、同人からは、「奨学金は返還不要と説明されたので利用したのに、今さら返還とは何事だ。詐欺ではないか。話合いに応じるつもりはない。」として、京都市に対する強い不信感を示され、今後の面談を拒否された。 その後も、連絡対象者に対して、繰り返し訪問や免除案内等の投函・郵送を行うが、在宅されていても面談を拒否されるとともに、投函物を未開封のまま返送されたり、郵送物の受取を拒否されるなど、返還制度に関するお詫びや説明が全くできない状態が続いた。 平成23年9月に訪問した際、連絡対象者から「自分は説明を聞いてもいいかと思うが、私の配偶者である保証人が強く反対している。」との趣旨の発言があったため、その後は、保証人との面談に向けて何度も訪問や郵送を行ったが、保証人の京都市に対する不信感が根強いことに加え、保証人が入院したり、保証人の親が体調を崩したこともあって、面談に応じただけでない状態が続いた。 平成25年1月になって、連絡対象者の「とりなし」もあり初めて保証人と面談することができ、奨学金制度の変更についてのお詫びをした。その際、保証人からは、京都市を信用できないとの発言があった後、「そもそも自分は奨学金を借りたと思っていない。貸したというなら、その時の書類を見てから、手続を進めるか考える。」と主張された。その後、何度も保証人との連絡を試みるが、保証人が親の介護で忙しかったほか、保証人自身の体調も優れず、また、保証人の再就職の時期に重なったことなどから、再度の面談ができなかった。 こうした状況の中、平成26年1月になって、ようやく保証人と面談することができ、改めて制度変更の説明をするとともに、初めて具体的な返還手続について説明することができた。その後、同年2月に保証人から、「自分の思いだけで借受者本人に負担は掛けられない」として、「返還手続を進めていきたい。」との申出をされたが、保証人が再度入院したため中断となった。そして、退院後の同年5月に再度面談し、同年6月に借受者本人の兄弟姉妹の返還猶予申請書の提出がなされ、これにより平成19～24年度返還分の猶予決定を行い、現在、この兄弟姉妹は返還手続に応じいただいている。 一方、借受者本人に関しては、保証人と離れた住所地に居住していることなどから、貸与事実や返還制度を慎重に説明したいとの意向が保証人から示され、相談を継続することとした。こうした状況の中、平成27年6月に保証人と面談した際、「返還手続に応じる」と意思表示された。その後、同月に返還猶予申請書が提出され、返還手続に応じいただくことができた。 なお、この間の事情を保証人に伺ったところ、「自分は、これまで、学校や、職場でも、差別を肌で感じて生きてきたし、行政のこれまでの対応にも不信感があった。この奨学金についても制度変更の話を聞いたことにより、更に行政に対する強い不信感を感じたため、返還手続を拒否したかった。また、私の親に加え、私自身も体調を崩して入院していたこともあり、なかなか会って具体的な話を聞くこともできなかった。しかし、このまま裁判になれば借受者本人に負担を掛けてしまうことが気掛かりであり、また、京都市の担当者の話を聞くことで、制度に納得したわけではないが、返還制度を理解することはできたので、返還手続に応じる気になった」。「兄弟姉妹の返還手続を平成26年6月に行って以降、借受者本人への説明を行うつもりだったが、私自身がこの間、複数回にわたり入院していたこともあり、借受者本人の返還手続が兄弟姉妹より1年かかってしまった」とのことであった。	

※ 報告番号35及び37の借受者は兄弟姉妹関係にある。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 38	猶予した奨学金の対象年度：平成19～26年度返還分（大学分）
特別な事情（ <u> </u> ） C（借受者本人の意思表示）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年5月から<u>何度も連絡対象者（保証人）宅を訪問するも不在であり、制度変更について説明することができない状態が続いた。</u> 平成22年1月に訪問した際、借受者本人は在宅されていたが、連絡対象者は体調不良で寝ておられたため、「制度変更の内容も含めて説明させていただきたいので、連絡対象者から面談希望日時を連絡してほしい。」旨を伝えたが、連絡はなく、その後<u>何回も訪問するも不在であり、接触できない状態が続いた。</u> 平成22年11月に午後7時30分ごろ連絡対象者宅を訪問した際、連絡対象者は在宅されていたが、<u>「何時だと思っているのか。出直してこい。」と拒絶され、話を全く聞いてもらえず、制度変更について説明することができなかった。</u> 平成23年9月に連絡対象者宅に訪問したところ、不在であったが、借受者本人が在宅されていたので、「文書を連絡対象者に渡してほしい。」と伝えたところ、「連絡対象者は病気なので対応できないかもしれないが、来られたことは伝えます。」とのことであったが、その後も連絡がなく、繰り返し訪問や免除案内等の投函・郵送を行うが<u>連絡対象者と接触ができない状態が続いた。</u> 平成26年8月に訪問したところ、連絡対象者は在宅されていたが、体調が優れない様子であったため、免除案内を手交するにとどめ、制度変更について説明することはできなかった。 平成27年2月に訪問した際に、インターホン越しに連絡対象者と会話し、面談を申し入れたが、<u>「面談をしたくない」との意思を示され、説明を行えなかった。</u> <u>その後も繰り返し訪問や投函・郵送により、連絡対象者との接触を試みたができなかった。</u> 平成27年10月に訪問したところ不在であったが、在宅者（「身内」と申告）に「借受者のことで連絡がもらいたい。」と依頼していたところ、借受者本人から連絡があったので、面談し、これまでの経過や返還免除制度の概要説明等を行ったところ、11月に免除申請書が提出された。 なお、この間の事情を伺ったところ、借受者本人は、「私は、奨学金の件で何度か職員が来られていたことは知っていましたが、連絡対象者が対応してくれていると思っていたので、詳しいことは一切知りませんでした。何年も滞納になっていたことも初めて知りました。連絡対象者が亡くなったことから（平成27年8月死亡）、手続をする必要があるのなら、今後は、私がきちんと対応していきます。」とのことであった。	

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール (平成27年12月～平成28年12月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後（各年10月1日）から3箇月後に実施（26年度返還分新規滞納者については、平成27年12月に実施予定）している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度催告を実施（26年度返還分新規滞納者については、平成28年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定）している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回（6月と12月）程度特別催告を実施（25年度返還分からの滞納者については、平成28年6月に特別催告の①を実施予定）している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が100万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の諮問、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が100万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた諮問を予定していない。

【平成27年度以降の督促・催告の実施予定】

	25年度返還分	26年度返還分	27年度返還分
		うち、26年度返還分から滞納の者	うち、27年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成26年9月30日	平成27年9月30日	平成28年9月30日
平成27年12月	催告④	督促	
平成28年1月			
2月			
3月		催告①	
4月			
5月			
6月	特別催告①	催告②	
7月			
8月			免除申請締切（9月末日）のお知らせ
9月		催告③	【履行期限到来】
10月			
11月			
12月	特別催告②	催告④	督促

【法的措置の流れ】

滞納額が100万円を超えた者
(裁判手続対象者)
各返還年度末
法的措置通知書の送付 (注2)
議会の議決（注2）
訴訟提起（注2）
【平成27年度返還分の履行期限到来】
特別催告②（注1） 滞納額の合計が100万円超
最終催告（注2）
法的措置通知書の送付 (注2)

(注1) 平成27年度返還分までの滞納総額が100万円を超えると見込まれる者については、少なくとも28年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

- 1 奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、いずれも平成27年4月16日午後1時10分に京都地方裁判所（以下「京都地裁」という。）で判決の言渡しがあり、本市の主張が認められました。
- 2 しかし、相手方は、判決を不服とし、平成27年4月27日付けで1件（下記No.2の事件）、平成27年4月28日付けで2件（下記No.1及びNo.3の事件）、3件とも大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴しました。
- 3 No.2の事件については、口頭弁論1回（平成27年7月16日）で結審し、9月29日に大阪高裁で判決の言渡しがあり、一審に引き続き本市の主張が認められました。しかし、相手方は、判決を不服として、10月9日付けで最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告しました。
- 4 No.1及びNo.3の事件については、平成27年12月9日に大阪高裁にて第2回口頭弁論が行われ、同日結審し、平成28年2月25日午後1時10分に判決が言い渡されることとなりました。訴訟の状況については、以下のとおりです。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	A	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
2	B	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成24年4月16日
3	C	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京 都 地 裁	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地裁に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、

また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をしていただけている。

ウ 控訴審（大阪高裁）においても、同様の措置をしていただいた。

(3) 併合審理について（No. 1 及び No. 3）

No. 3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No. 1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、京都地裁は、その場で弁論の併合を決定した。

2 No. 2の大阪高裁における判決の内容（判決日：平成27年9月29日）

(1) 判決の主文

- ア 本件控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決内容

ア 返還合意の有無について

- (ア) 自立促進援助金の支給と就学奨励金等の支給は別の制度であり、事実上の一体的運用があったからといって、控訴人が就学奨励金等の返還債務やその連帯保証債務を負わないということにはならない。
- (イ) 申請書や誓約書の記載内容や本市の説明を踏まえ、控訴人は、通常人の注意力をもって判断すれば、本件奨学金制度が単純な金銭の給付ではなく、本市による何らかの給付・補助制度によってその返済が賄われる構造を有することを容易に認識することができたというべきである。
- (ウ) 本市は、就学奨励金等の返還事由が発生した後に自立促進援助金をもって返還に充てるという制度を採っており、就学奨励金等の返還を受けない意思ではなかった。
- (エ) 上記事実を踏まえれば、本件金銭消費貸借契約及びその連帯保証契約に係る合意はあり、金銭消費貸借契約成立の要件を満たす。

イ 錯誤無効の主張について

- (ア) 本市と控訴人の間では、控訴人が就学奨励金等そのものの返還義務を負わないとする合意ではなく、あくまで就学奨励金等の返還債務は発生する旨の合意がされたのであり、そのことを控訴人は十分に認識することができたのであるから、返還義務そのものについて控訴人に誤信があったということとはできない。
- (イ) 金銭消費貸借契約が動機の錯誤に基づき無効となるためには、控訴人の動機、すなわち就学奨励金等は返還不要のものであるという認識を有していることが、本市に対し明示又は黙示に表示され、これが意思表示の内容となっていることが必要である。

本件就学奨励金を実質的に返還不要とするための自立促進援助金は補助金であり、このような属性をもつ支出は、本市の財源下、社会情勢その他一切の状況判断のもとに、時機に応じて見直されるものであり、その永続性を保障することは何人にも不可能であることは、社会通念上、当然の事柄である。

控訴人は同和対策事業が見直しや廃止等の縮小傾向にあったことも認識しており、本市が就学奨励金等の返還を肩代わりしてくれるというのは、その本質において、控訴人の不確定な見込みに過ぎない。

よって、控訴人の不確定な見込みであった以上、将来において実質的に返還が不要になることが、就学奨励金等の貸与申請時における控訴人の意思表示の内容となっていたとまでは認めることができないから、控訴人の動機が本市に対し表示されていたとは言えない。

(ウ) 以上から、就学奨励金等に係る金銭消費貸借契約が錯誤により無効となることはない。

ウ 信義則違反について

(ア) 子弟の学資に困窮しない経済力がありながら、公金の支出により債務の返済を肩代わりされる措置が継続されるとの信頼は、そもそも社会的に保護に値しない。

(イ) 当初の説明と異なり、後に本市から返還を求められたとしても、控訴人の資力を考慮すれば、その経済的影響は受忍可能な範囲内である。

(ウ) 本市条例は、従前の同和奨学金制度の運用を適正化する一方で、本市の従前の運用を前提に奨学金の支給を受けた同和奨学金の借受者の不測の不利益を防止するとの立法目的に出たものであり、合理性が認められる。

(エ) (ア)～(ウ)を踏まえれば、控訴人の予測に反する面があったとしても、控訴人に著しい不利益が生じているとは認められず、本件請求が信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと認めることはできない。

3 No. 1 及び No. 3 の大阪高裁における審理状況

[1] 平成27年9月16日 第1回口頭弁論

ア 相手方から本市の主張に対し、再反論のため、2箇月の時間が欲しい旨の申立があり、弁論続行。第2回口頭弁論期日が12月9日に決定された。

イ 相手方から、証人申請がされたが、本市は、証人尋問は不要であるとの意見を述べた。

(証人申請について)

○ 相手方

控訴人らが奨学金等の貸与を受けた平成9年当時及び平成12年当時の本市の認識等を明らかにするために、当時の奨学金を所管していた本市の職員(部長級職員)を証人として申請した。

○ 本市の意見

当時の本市の認識等は既に本市が配布した文書や市会における答弁等で明らかにされており、事実関係については当事者間で争いがないこと、及び本件で問題となっている奨学金に関する事業は、本市が地方公共団体として遂行してきたものであり、その位置付けや法的評価については、担当部局職員の個人の認識で左右される性質のものではないことから、上記証人申請については却下されるべきであると主張した。

[2] 平成27年12月9日 第2回口頭弁論

ア 相手方から申請のあった証人について、裁判官は、これまでの経過を考慮し、証人として採用しないことを言い渡した。

イ 双方とも追加の主張はなかったことから、同日結審し、平成28年2月25日午後1時10分に判決が言い渡されることとなった。

4 これまでの審理経過

(1) No. 1 及び No. 3 について

(京都地裁における審理の状況)

No. 1 は14回・No. 3 は10回 (No. 1 の第6回口頭弁論からNo. 3 と併合審理) の口頭弁論が行われた。

- ① 平成23年11月21日 第6回監理委員会において、No. 1 を裁判対象とすることを了解
- ② 平成24年 4月16日 京都地裁にNo. 1 事件を提訴 (24年2月市会で議決)
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論 (No. 1 事件)
- ④ 平成24年11月20日 第8回監理委員会において、No. 3 を裁判対象とすることを了解
- ⑤ 平成25年 5月 2日 京都地裁にNo. 3 事件を提訴 (25年2月市会で議決)
- ⑥ 平成25年 9月17日 No. 1 事件の第6回口頭弁論 (以降、No. 3 と併合審理)
- ⑦ 平成26年11月12日 第13回 (No. 1 事件) ・第9回 (No. 3 事件) 口頭弁論において本人尋問の実施
- ⑧ 平成27年 2月17日 第14回 (No. 1 事件) ・第10回 (No. 3 事件) 口頭弁論 (結審)
- ⑨ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し (本市勝訴)

判決を不服として、相手方が平成27年4月28日付けで、大阪高裁に控訴

(大阪高裁における審理の状況)

- ① 平成27年 6月19日 相手方から控訴状受領
- ② 平成27年 9月16日 第1回口頭弁論
- ③ 平成27年12月 9日 第2回口頭弁論 (結審)

(2) No. 2 について

(京都地裁における審理の状況)

13回の口頭弁論が行われた。

- ① 平成23年11月21日 第6回監理委員会において裁判対象とすることを了解
- ② 平成24年 4月16日 京都地裁に提訴 (24年2月市会で議決)
- ③ 平成24年 9月25日 第1回口頭弁論
- ④ 平成26年 9月17日 第12回口頭弁論において本人尋問を実施
- ⑤ 平成26年12月17日 第13回口頭弁論 (結審)
- ⑥ 平成27年 4月16日 京都地裁において判決言渡し (本市勝訴)

判決を不服として、相手方が平成27年4月27日付けで、大阪高裁に控訴

(大阪高裁における審理の状況)

- ① 平成27年 6月 5日 相手方から控訴状受領
- ② 平成27年 6月10日 口頭弁論期日前の事前協議
- ③ 平成27年 7月16日 第1回口頭弁論 (結審)
- ④ 平成27年 9月29日 大阪高裁における判決言渡し (本市勝訴)

判決を不服として、相手方が平成27年10月9日付けで、最高裁に上告

1 見直しの背景

次のような奨学金返還事務を取巻く情勢の変化に伴い、借受者間の公平性も考慮し、現行基準について、2のとおり見直しを行う。

- (1) 裁判手続中の3件のうち、1件は控訴審まで、2件は一審にて本市主張の返還請求が認められた。
(一審判決にて、「条例に基づく事務を誠実に管理・執行」する必要性にも言及している。)
- (2) 平成30年10月1日に時効による消滅を迎える奨学金債権を滞納している借受者が存在している。
- (3) 債権管理の一層の適正化を図るために、「京都市債権管理対策本部」を設置し、条例制定の検討を含め、取組を行っている。
- (4) 平成21年度の制度変更以降6年半が経過し、さらに、平成25年5月の提訴以降、滞納額100万円以上の者が当面おらず、裁判手続の予定がない。

2 現行基準からの見直し事項（案）

引き続き、基本的な考え方として、京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう、最大限の努力を行う（一審判決における付言のとおり）。

(1) 裁判手続の対象要件

法的措置を採ることを検討するため、裁判手続対象とする基準として、下記3つの要件を設定する。

	① 借受者の状況	② 借受者の資力	③ 債権の滞納状況
現行	督促後、約1年をかけて4回程度の催告をし、(分割納付の提案等の丁寧な相談をしても)返還に応じない	資力があるとみなされること (資力がないことが明らかではないこと)	滞納額 <u>100万円</u> 以上
改正案		ア 同上 イ <u>資力を要件としない</u>	ア 滞納額 <u>50万円</u> 以上 イ <u>消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納していること</u>
改正案の説明		イ 時効による消滅を回避する	ア 当面の間の基準額から本来の額に戻す(訴訟費用等を勘案) イ 時効による消滅を回避する

(2) 裁判手続着手となる対象者

上記2(1)の要件①、②、③のうち、裁判手続に着手する対象者は下記のとおり選定する。

	裁判手続対象者
現行	①、②、③のいずれも満たす者
改正案	①、②ア、③アのいずれも満たす者(滞納額50万円以上) または ①、②イ、③イのいずれも満たす者(時効による場合)

(3) 裁判手続の手法

裁判手続の手法は、対象者の意思と滞納額によって、それぞれ手法を選定する。

	① 裁判で争う意思を明確にしている者	② 裁判で争う意思が明確でない者
現行	民事訴訟（当面、支払督促は行わない）	まずは民事調停を検討
改正案	同上	滞納額が50万円以上：同上 時効による場合：支払督促も活用する
改正案 の説明		時効による場合の裁判手続は、訴訟費用等を勘案する

3 その他

- 債権額が少額の場合は、取立費用を勘案し、上記「2 見直し事項（案）」に該当しても、裁判手続着手を行わない場合がある（地方自治法施行令第171条の5第3号）。
- 上記「2 見直し事項（案）」に記載の事項以外は、現行基準どおりを基本とする（資力調査、裁判手続の相手方の確認、法的措置通知書の送付時期など）

4 実施時期

本監理委員会後、概ね1年間の周知を経て、見直し後の要件を満たす者がいる場合は、平成28年11月頃開催予定の監理委員会において、裁判手続実施に当たっての意見聴取を行う。

5 今後

現在提起している3件の返還訴訟の判決の確定時期や、京都市債権管理条例の制定時期、また、滞納者数の推移などを踏まえ、確定判決の内容や今後の法制度の変更内容に応じ、更なる滞納額基準の変更も含め、見直しの検討が必要であれば、改めて監理委員会に諮る。

（参考） 裁判手続着手に関して確認された事項（第5回監理委員会（平成23年6月開催））（抄）

1 裁判手続対象とする滞納額の基準

（前略）訴訟費用等を勘案し、滞納額が50万円以上の者とする。ただし、具体的な着手対象者については、裁判が最終手段として、慎重に対応すべきものであり、かつ、裁判着手初年度という状況を踏まえ、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額である100万円以上の者とする。また、着手対象者以外の者については、裁判着手状況を踏まえ、引き続き、納入を指導する。

なお、裁判手続着手の金額基準は、今後、裁判手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする。

2 裁判手続対象者の資力の有無の確認

裁判手続着手対象者に対する資力調査（不動産、自動車、その他聞取り等）を実施し、資力の有無に関する資料を収集し、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

3 相手方の意思確認と裁判手続の手法の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

1 見直しの背景

現行の特別猶予制度は、制度変更直後、返還手続に至るまでの時間的な条件が整っていない場合を想定しており、既に制度変更の平成 21 年から 6 年が経過している現状では、未手続の連絡対象者への説明が不十分な事例はほとんどない。

また、法的措置の着手基準を引下げることや、債権管理の一層の適正化を図るために、「京都市債権管理対策本部」を設置し、条例制定の検討を含め、取組を行っている現状がある。

加えて、現在、多くの連絡対象者を借受者の父母や祖父母としているが、今後、連絡対象者の高齢化に伴い、連絡対象者を借受者本人に変更する場合は考えられる。

これらの現状に対応するため、2 のとおり制度の見直しを行う。

2 現行制度からの見直し事項（案）

(1) 「考慮すべき背景」

現行制度の背景 a～c について、a,b を廃止、c を継続して類型 A・2 と統合し、新規背景を 1 件追加する。

（現行の背景）

- a 当初の説明と異なることや、本市の長年にわたる同和行政に対する不信感等により、本市の制度説明を聞いていただくことが困難な事例が見受けられた。
- b 本市の説明よりも第三者から入手した情報（「京都市が裁判に負けるまで放っておくべき。」など）を優先してその影響を受ける事例が見受けられた。
- c 借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合において、連絡対象者が借受者に連絡を取って説明することに困難を感じて、時間が経過してしまう事例が見受けられた。



（見直し後の新背景）

- 修正 c 借受者の旧同和地区以外への転出や借受者と連絡対象者を取り巻く家庭環境の変化により、借受者と連絡対象者間の連絡が不通となったり、新たな家族への配慮から連絡対象者が借受者に連絡を取り手続を依頼することが困難となり、時間が経過する事例が見受けられた （c の継続＋類型 A・2）。
- d 従前の連絡対象者に返還手続を依頼するのが困難となったため、借受者を連絡対象者に変更したが、借受者への人権上の配慮が必要なことや連絡手段が限定的であること等の理由から、具体的な返還手続の内容について、本市の説明を聞いていただくのに時間が経過してしまう事例が見受けられた （新規）。

(2) 「猶予を認める事由」となる類型

現行制度の類型A、Bは廃止、Cを修正し、また、新規類型を1件追加する。

(現行の類型)

- A 制度を正確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかったと認められる場合
 - A・1 説明を聞き、理解した後の検討時間が短かった場合
 - A・2 家庭等の事情(家族間トラブルの発生、複雑な居住状態、その他借受者個人の特殊な事情)により対応が困難であった場合
- B 履行期限までに制度を正確に理解できず重大な誤解をしていたとの告知があった場合
- C 履行期限後に連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合



(見直し後の新類型)

- 修正C 履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合
- D 従前は借受者本人ではない連絡対象者が手続を行っていたが、当該連絡対象者が、死亡や障害、所在不明等により、手続を行うことができなくなったため、連絡対象者を借受者本人に変更した後、借受者本人に返還手続に応じていただけた場合 (新規)

(3) 監理委員会への付議

第4回監理委員会にて決定した事項に加え、今回の見直し事項を踏まえて、監理委員会への事前審査又は事後報告の基準を、下記表のとおり設ける。

修正Cを用いて特別猶予を適用する場合、また、過去に同一借受者に現行制度の特別猶予を適用していた場合は、借受者の事情が特殊なため複雑となる場合が多いと考えられ、特別猶予が適用できるかどうかも含めて監理委員会に諮り、事前審査を行う。なお、見直し後の背景が修正c,dのいずれにおいても、監理委員会へ事前審査を行うかどうかを区別せず、用いる類型によって判断する。

		適用しようとする借受者に、現行制度の特別猶予を・・・	
		適用していた場合	適用していなかった場合
類型	修正Cを用いる場合	事前審査を行う	
種別	Dを用いる場合	事前審査を行う	従来どおり ((参考) 参照)

3 実施時期

平成25年度返還分以前に滞納がある借受者は、現行制度を平成28年9月末まで継続して使用できることとする。見直し後の制度は、本監理委員会後から随時適用する。

(参考) 特別な事情による返還猶予の取扱いについて (第4回監理委員会 (平成22年11月開催))

1 検討に当たっての前提条件

奨学金等の返還については、自立促進援助金の廃止等の見直しにより、実質的給付であるとしていたものの返還を新たに求めることとなったという特異な経過があるので、本市は借受者に対する十分な説明を尽くす責任がある。それらの説明責任を果たしたといえるためには、借受者が見直しに関する正確な理解を得たうえで、それを前提として責任ある対応を判断できる時間的な条件等が整っていることが必要であると考えらる。

2 監理委員会への付議の手続

- [1] 監理委員会で事前審査をいただいたうえで返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。
- [2] 監理委員会の事前審査 (個別審査) で返還猶予の承認をいただけた事例と同様の経過があったと認められるものについては、監理委員会の事前審査を経ずに返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

1 見直しの背景

第1回監理委員会（平成21年7月開催）にて、5年後に再度資力調査を行い、履行期限延長の更新を行うことを決定した。そして、平成21年度の制度変更後の免除手続から5年が経過し、多くの借受者が平成26年度に履行期限延長の手続を行った。また、平成21年度に履行期限延長の手続を行った者は、平成26年度に初めて履行期限延長の更新を迎えた。

しかし、今回、保証人から本人の証明書類の提出ができないとの申出があり、履行期限延長を継続できない事案が発生した。現行制度（自立促進援助金制度）では、本人世帯全員の証明書類の提出を依頼しているが、本人と保証人との家族関係の変化や、遠方に新たな家庭を築いていることにより、本人世帯の証明書類の取得を保証人から本人に依頼することが困難であるとの申出があった。

2 現行制度からの見直し事項（案）

(1) 見直しの方針

履行期限延長の更新時（再判定時）における世帯を本人世帯に加え、保証人世帯での判定も可能とするよう見直す。

原則としては、従前どおり本人世帯の証明書類の提出を求めるが、返還対象となっている借受者の多くは、保証人等が返還していることから、実態に即した所得判定を行い、効率的な債権回収を図るため、下記の要件を全て満たす場合、「保証人」世帯を再判定時の所得判定世帯とすることができるものとする。

ただし、滞納時、又は、保証人が返還不能となった場合は、当課が借受者本人に接触し、返還手続を依頼する。また、一度、更新時に所得判定世帯を保証人世帯として更新した場合に、その後の更新時に保証人世帯から本人世帯へ変更することは認めない。

(2) 保証人世帯での判定を認める要件

ア 要件① 保証人が借受者本人と別住所地に居住し、本人に証明書類等の取得を依頼することで、家族関係に悪影響が生じる恐れがある場合や、その他借受者と保証人の間に特段の事情がある場合に、本人世帯の証明書類の提出ができないやむを得ない事情があると保証人から申出があること

イ 要件② 継続して保証人が返還していることが明らかであること

ウ 要件③ 履行期限延長を適用しようとする年度より前の返還年度分に滞納がないこと

3 実施時期

見直し事項は、借受者に有利となる事項のため、周知期間を設けずに本監理委員会後、随時適用する。

(参考) 現行の「地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期(返還猶予)に関する取扱基準」<第1回監理委員会(平成21年7月)了解事項>

1 趣 旨

奨学金については、原則として、学校の卒業後20年間以内で返還する必要があるが、返還免除制度の適用の対象とならなかった者であっても、資力等の審査の結果、20年間以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用して、履行期限を延長する。

2 対象者

- ① 原則として、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることはなかった者(所得が、一定の基準以下)を対象とする。
- ② ただし、所得が一定の基準を上回った者であっても、個別の具体的な事情(学費や住宅ローンの支払いなども含めて)により奨学金の返還が困難であると認められる者については、監理委員会の意見を聴取したうえで、対象とする。

3 履行期限を延長する期間

- 原則として、返還を行うべき残期間と同期間を限度とする。
 - 1年当たりの返還金額を半額まで引き下げる。
- また、個別の事情に応じて、例えば、数年後にまとまった収入が予定されている場合に、そのときにまとめて返還するような計画も認める。

4 履行期限の延期の条件等

- 5年後に再度資力審査を行い、履行期限の延長の更新を行うかどうかを判定する。**
- 債務不履行の場合、期限の利益を喪失させる(一括返還を求める)ことを条件とする。
 - 2回の債務不履行で、履行期限の延長を取消すこととする。

5 監理委員会への付議の手続

- 対象者①は、履行延期の措置後に開催される会議で報告する。
- 対象者②は、随時、事前審査をいただいたうえで履行延期の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

(参照条文)

地方自治法施行令(抄)

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(中略)

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(以下略)

第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成27年6月12日に開催された「第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

1 委員長の選任について

平成27年3月をもって、前期（平成25年3月30日～平成27年3月29日）任期が満了し、新たな任期（平成27年3月30日～平成29年3月29日）開始後初の委員会開催であったことから、委員長及び委員長の職務代理者の選任を行った。

前期に引き続き山下委員（弁護士）が委員の互選により委員長に選出された。

また、委員長の職務代理者には、西田委員（公認会計士）が、山下委員長から指名された。

2 報告

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料2**

事務局から**資料2**により報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 前回の資料と比較すると、免除中の人数が減少し、返還請求中的人数が増加しているが、これは、現在、返還請求中で滞納なしの者が、今後、免除手続を行うことで、免除中が増加すると考えればよい。

→（事務局）そのとおりである。現在返還請求中で滞納なしの者については、今後免除手続を行った場合は「免除中」に、返還金額を全額支払った場合は「返還済」に区分されることになる。したがって、「免除中」の構成比75.7%も、今後増加する見込みである。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料3**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料3**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 判決の結果については、委員会としても裁判手続に着手することを承認している以上、市の主張が認められて安堵している。

監理委員会は、これまでも付言に沿った形で取り組んできたので、特に判決の付言があったからといって改めなければならないわけではなく、これまでの監理委員会の姿勢でそのまま行くように、という裁判所の示唆であると思うので、今後も引き続き、従来の姿勢で取り組みを進めたい。

第 13 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成 27 年 6 月 12 日

○板倉部長

おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、ただいまから第 13 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、3 月末に新たに委員に就任いただきまして最初の委員会でございますので、議長が決まりますまで、私ども事務局で司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この委員会ですが、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置したものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、お手元に資料を配付しておりますけれども、参考資料として添付しております前回の第 12 回監理委員会の了解事項および議事録につきましては、既に、山下前委員長に御了解をいただきまして、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点についても御了解をお願いいたします。

それでは、先程も申し上げましたとおり、本日の委員会は委員就任後、最初の委員会でもあり、また、新たに就任いただきました委員の方もおられますので、最初に、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、玉置すみゑ委員でございます。

○玉置委員

玉置でございます。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

続いて、西田憲司委員でございます。

○西田委員

西田でございます，よろしくお願いいたします。

○板倉部長

藤原東子委員でございます。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

山下宣委員でございます。

○山下委員

山下です。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

ありがとうございます。次に，委員会に出席しております本市の職員を紹介させていただきます。

まず，文化市民局長の寺井正でございます。

○寺井局長

寺井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○板倉部長

私，文化市民局くらし安全推進部担当部長の板倉康夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それ以外に，事務局としまして，人権文化推進課の奨学金の担当課長等が出席しております。よろしくお願いいたします。

ここで，委員会の開催にあたりまして，文化市民局長の寺井から一言御挨拶を申し上げます。

○寺井局長

第１３回京都市奨学金等返還事務監理委員会の開会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

平素から，先生方におかれましては，本市の行政，とりわけ文化市民行政の推進につきまして格別の御支援と御協力をいただいております。誠にありがとうございます。

また大変お忙しい中，快く委員の就任をお引受けいただき，また，本日も若干の雨模様でございますけれども，御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

御承知のとおり，本市ではかつて同和対策事業の一環としまして，教育と就労の機会均等の保障を目的として運営しておりました奨学金制度におきましては，自立促進援助金制度を活用することにより，長く同和奨学金の借受者に奨学金等の返済額と同額の援助金を支給することで，実質的に給付という形で制度が維持されてまいりました。

社会経済情勢の変化の中で，平成１９年９月に住民訴訟において，援助金を一律に支給するということは違法であるとの司法判断が確定いたしましたことにより，こうした自立促進援助金制度の抜本的な見直しが必要になりました。このため，平成２０年３月に学識経験者の皆様が中心となっていただき，「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設け，議論を積み重ねていただきました結果，自立促進援

助金を廃止いたしまして、奨学金制度の返還と返還困難者に対する免除という分かりやすい制度に改めるとともに、借受者やその御親族の方々に少なからず混乱と痛みを伴いますことから、十分な説明と実態に即した誠意ある対応を行っていくようにという提言を得たところでございます。本日のこの監理委員会は、その提言を受けまして、奨学金等の返還事務の適正な実施を確保することを目的として設置させていただいているところでございます。

制度変更から7年目を迎えるわけでございますが、この間、委員の皆様には奨学金等の返還手続と人権の配慮の二つを両立するという、大変難しい課題に適切な提言をいただいております。これまで約1,400人の借受者に対しまして、制度変更の説明とお詫びをさせていただき、返還手続に応じていただけるように事務を進めておりますが、ここまで前進することができましたのも委員の皆様方のおかげでございます。深く感謝申し上げる次第でございます。

また、高額滞納の方に対して提起いたしました返還請求訴訟でございますが、本年4月16日に、京都地裁におきまして判決がございました。法的には本市の主張は認められたものではありますけれども、判決文の最後に「借受者に対する従前の説明に根本的な原因がある。」「自らの判断の誤りの責任を借受者側に転嫁するものとのそしりを受けてもやむを得ない。」などの付言が付されております。付言の主な内容は、元々平成20年の総点検委員会から、既に指摘をされているものでございまして、本市としましても、これまでから借受者に対しまして、丁寧かつ誠実な説明を行ってきたところでありますので、今後とも借受者には、引き続き十分な説明と、実態に即した誠意ある対応を行っていく所存でございます。

委員の皆様におかれましては、奨学金等返還事務の透明性、客観性、公平性を確保するために、引き続き忌憚のない御意見や御提言をいただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日も2時間程度かかるかとは思いま

すけれども、よろしくお願い申し上げます。

○板倉部長

ありがとうございます。寺井局長につきましては、他の公務がございますので、この場で退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会議の成立について確認させていただきます。京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定では、定足数を委員の過半数としております。本日の委員会につきましては、4名の委員の皆様、全員出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは、最初の議題「委員長の選任について」、審議をお願いいたします。配付資料1ページの資料1を御覧願います。

委員長につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選任することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○西田委員

はい。

○板倉部長

はい、お願いします。

○西田委員

西田でございます。前任期で委員長を務めていただきました山下委員に、引き続き

委員長を引き受けていただくのが、良いのではないかと考えております。

○板倉部長

ただいま西田委員から、山下委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

○藤原委員，玉置委員

異議ございません。

○板倉部長

「異議ございません。」という意見もいただきました。同意をいただいたものとさせていただきます。

そうしましたら、山下委員長は、委員長席への移動をお願いしたいと思います。

それでは、施行規則第5条第2項の規定により、会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行につきましては山下委員長にお願いいたします。山下委員長，どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

改めまして、山下でございます。ただ今委員の皆様から御推薦がありましたので、委員長を務めさせていただくことになりました。

先ほどの局長の御挨拶にもありましたように、本奨学金等返還事務監理委員会の成立趣旨というものが債権管理業務の透明性や客観性，公平性を担保するために設立されているという趣旨，この委員会が条例に基づいて成立しているということにも鑑みまして，適正な委員会の運営をさせていただきたいと考えております。これから皆様，任期中よろしくお願いいたします。

まず，資料1を御覧いただけますでしょうか。次の議題である，「2 委員長の職

務代理者の指名」に移らせていただきます。

委員長の職務代理者につきましては、規則の第4条第4項の規定によりまして、「委員長があらかじめ指名すること」と定められています。恐縮ですが、この委員長職務代理者につきましても、前回と同じく西田委員にお願いしたいと思いますが、西田委員いかがでしょうか。

○西田委員

わかりました。

○山下委員長

ありがとうございます。それでは委員長職務代理者につきまして、西田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告案件に参りたいと思います。事務局から2件の報告がありますので、順番に報告を受けてまいりたいと思います。

1件目の報告案件ですが、「奨学金等返還事務の取組状況」につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

事務局を務めております事業調整担当課長の中島と申します。よろしくお願いいたします。失礼ながら着席して御報告をさせていただきます。

それでは配付資料の3ページの資料2を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を、平成27年3月末現在でまとめさせていただいております。ちなみに、この平成27年3月末現在の時点についてでございますけれども、平成26年度返還分、つまり平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間でございますが、その1年間のちょうど半分が経過した時点であるということを御認識いただくように

お願いいたします。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を、人数ベースで状況をまとめさせていただきます。

内容について御説明させていただきます。まず、「①借受者」の人数は、1,404人おられます。返還手続の状況でございますが、「②猶予中」の方が2人、構成比にして0.1%おられます。この猶予中と申しますのは、平成26年度返還分について、猶予決定を受けておられる方でございます。2人とも、在学されているための猶予ということでございます。

次に、「③免除中」でございますけれども、1,062人、構成比にして75.7%の方がおられます。この免除中というのは、平成26年度返還分について、免除決定を受けておられる方でございます。平成26年度に免除決定を受けられた方、それから平成25年度以前に免除決定を受けておられる方の合計数字でございます。

また、後ほど触れさせていただきますが、この平成26年度と申しますのは、返還制度を見直した初年度、平成21年度に判定をし、免除決定をさせていただいた方が約1,000人おられます。この1,000人の方が、5年間の免除期間を明けて、平成26年度に改めて申請をしていただいて再判定をしておりますけれども、約800人の方がこの免除決定を既に受けておられます。ですからこの1,062人の中には、この約800人の方が内数として入っているということになります。

それから「④返還請求」でございますが、340人、24.2%の方がおられます。この返還請求と申しますのは、先ほど申し上げた猶予、または、免除、このどちらにも当たられない方ということになります。この返還請求の内訳でございますけれども、まず、「返還済」の方がおられます。これが63人、構成比にして4.5%になります。この方は、注1に書いておりますとおり、平成26年度の返還分だけではなく、奨学金全額を返還されておられる方、要するに完納されている方を含む数字となっております。

おります。

次に、「未返還」でございますが、これは平成26年度返還分について、まだ返還が完了されておられないということになります。この「未返還」を二つのカテゴリーに分けてございますが、一つは「滞納」でございます。38人、構成比にして2.7%でございますけれども、これは平成25年度返還分以前の滞納がある方でございます。ここで、誤記で申し訳ございませんが、「滞納」の下に注2としか書いてございませんけれども、注3も「滞納」の説明でございます。記載を漏らしておりまして、大変申し訳ございません。注2の横に、注3の文字を追記していただけますでしょうか。

注3の方から御説明させていただきます。この38人でございますが、また後ほど触れさせていただきますけれども、平成25年度返還分から新たに滞納となられた方が9人おられます。残る29人の方については、平成24年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」ということで13人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

次に、「返還手続未了」の方が7人おられます。この返還手続未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。この中には、「面談困難」、面談を行うことが困難な方が3人含まれております。

それから「所在不明等」の方でございますけれども、6人おられます。この所在不明等と申しますのは、所在不明の決定を取っているか、もしくは所在を調査中の方でございます。

最後に、「訴訟結果待ち」の方が12人おられます。これは、訴訟で争う意思のある方、または、訴訟で争う意思はございませんが、裁判の結果を待つて手続を検討す

ることを表明されている方でございます。この12人の中には、また後ほど説明させていただきますけれども、現在訴訟継続中の3人の方も含まれております。

上の表に戻りますが、「未返還」のうちの「滞納なし」でございます。これが239人、比にして17.0%の方がおられます。この滞納なしと申しますのは、滞納がない方ということになりますけれども、まだ平成26年度返還分について返還手続が完了されておられない方でございます。冒頭に申し上げましたように、まだ平成26返還年度のちょうど半分が終わったところの数字でございますので、残る半年間の履行期間内、本年9月末までの間に手続がそれぞれ進んでいく形となります。先ほど平成21年度の返還分で免除判定を受けた約1,000人の方のうち、約800人が免除決定済と御説明させていただきましたが、残り約200人の方がまだ手続を継続中でございます。この方々の中から今後手続をされることによって免除中になられる方が出てまいります。また、既に平成26年度分について、月賦、つまり毎月払いであったり、あるいは、半年賦、半年ごとのお支払いであったりされている方がおられますが、これらの方は、まだ債権回収が全額終わっておりませんので、このカテゴリーに入っておりますけれども、これらの方々も支払が終わりましたら、最終的には返還済というカテゴリーに入ってくるということになります。

以上が、「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」の御説明でございます。

引き続きまして、「(2) 平成26年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」について御説明をさせていただきます。3ページの下の表を御覧ください。

平成26返還年度について、「対応件数」は、1,711件、額にいたしますと1億3,073万9,000円となります。この対応件数と申しますのは、平成26年度返還分について、後ほど申します猶予、免除、返還のいずれかを行う必要がある奨学金の総件数でございます。例えば、高校と大学と2つを利用されている方について

は2件としてカウントすることになりますので、上の人数ベースとは少し数字が異なっております。

まず「猶予中」でございますけれども、3件、比にして0.2%、金額で12万7,000円ということでございます。この猶予中と申しますのは、平成26年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「免除中」ということで、1,310件、比にして76.5%、金額にして1億276万3,000円でございます。この免除中と申しますのは、平成26年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成26返還年度の免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは猶予中でも免除中でもないという件数でございます。398件、比にして23.3%、金額に直しますと2,784万9,000円になっております。このうち収入が53件、比にして3.1%、金額823万8,000円、未収入が345件、20.2%、金額にして1,961万1,000円という形になっております。

それぞれの内訳について、少し説明をさせていただきます。まず「返還猶予の内訳」でございますけれども、先ほども申し上げましたが、在学中のため返還猶予されている方が3件おられます。人数は2人でございますけれども、大学に行かれている方が1人、これが2件ということと、大学院に行かれている方が1人おられまして、これが1件ということで、合計3件となっております。

それから「返還免除の内訳」でございます。死亡が2件、障害を受けられて全額免除になっている方が1件おられます。それから所得が基準以下の方が1,307件となっております。

配付資料4ページを御覧ください。先ほどの返還請求398件の内数でございますが、この中に所得基準以下のため、51件、42人の方が、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。この履行期限の延長と申しますのは、改めてに

なりますけれども、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しませんが、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年あたりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものがございます。これらの方が51件、42人おられるということでございます。

続きまして、「(3) 督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。平成26年9月末現在で、平成19年度から25年度までの返還分に係る滞納者の方が54人おられます。これらの方について、裁判中の手続の3人の方を除いて督促、催告等を行っております。

ここで、督促・催告等について若干説明をさせていただきます。配付資料の13ページを御覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」と挙げておりますとおり、督促、催告、特別催告について少し説明をさせていただいております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3ヶ月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、10月1日から起算して12月に督促を行っております。それから、催告につきましては、督促を出した後、1年間かけて4回、催告を3ヶ月ごとに実施しております。特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出してもなお、返還手続に応じただけでない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。

平成27年度以降の督促・催告の実施予定としてまとめておりますスケジュールで確認いたしますと、平成25年度返還分と記載のところを御覧いただきたいのですが、平成25年度返還分でございますと、履行期限が平成26年9月30日になりますので、その3ヶ月後、平成26年12月に督促を行っております。その後、平成27年3月に催告の1回目、6月に催告の2回目、9月に催告の3回目、12月に催告の4回目を出しまして、半年後の平成28年6月に特別催告の1回目を出していくというスケジュールになります。

それでは、配付資料のページを戻っていただきまして、4ページを御覧ください。

先ほども申し上げましたように、平成26年9月末で滞納のある方、54人については、新規滞納者の方が26人、継続滞納者が28人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の下に、【督促・催告の実施状況】、【督促・催告後の返還手続の内訳】と表を2つ付けております。2つ合わせて説明させていただきますが、この新規滞納分は、平成26年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成25年度返還分の滞納者でございます。その方が平成26年9月末現在で26人おられましたが、10月以降それぞれ担当から滞納者の方と面談をさせていただきまして、平成26年11月末までに返還手続を行っていただいた方が8人おられます。26人からこの8人を除いた18人が督促の対象となりますけれども、この18人中でさらに「相談中」の方が11人おられましたので、この11人を除きまして差引き7人の方に平成26年12月1日付で督促を行っております。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の11人、「督促」の7人、この中から返還に応じていただいた方が8人おられます。うち1人は、この「督促」の7人の中から返還手続に応じていただいた方です。この8人の方については、全て滞納金を完納していただいております。

平成27年3月2日の段階で催告の1回目になりますが、18人から手続に応じていただきました8人を除きました10人の対象となる方々のうち、「相談中」の4人を除きまして差引き6人の方々に平成27年3月2日付けで催告の1回目を行っております。その後、3月末までに返還手続に応じていただいた方が1人おられ、この方については「滞納金完納」となっております。したがって、10人から1人を除いた9人が、平成27年3月末現在の新規滞納者になります。

次に、5ページを御覧ください。「イ 催告の実施（継続滞納分）」についてでござ

います。先ほども申し上げましたように、平成24年度以前の返還分で既に滞納のある方が28人おられるということでございます。この方々に対して同じく平成26年12月1日、平成27年3月2日付けでそれぞれ催告等を行っておりますが、平成26年12月1日時点で「所在不明等」の方6人、「相談中」の方が7人おられました。この13人を除いた15人の方について「催告等」を行っております。

このうち、催告の2回目以降を迎えられた方については、保証人にも請求を行っておりまして、内数として「催告等」に13人と記載させていただいております。

これら催告等が終わりました後、返還手続に応じていただいた方が1人おられます。この方は猶予として、前回の審査案件分で連絡対象者の傷病ということで審査をしていただき、猶予の判定をしていただいた方がおられましたが、その方でございます。

それから、この28人から手続に応じられた1人を除いた27人の方を対象にして、平成27年3月2日付けで催告等を行っております。ただし、この時も「所在不明等」の方、それから「相談中」の方々がそれぞれおられますので、その方々を除きました3人の方について催告等を行っております。

これを行った後、3月末までに返還手続に応じていただいた方が1人おられます。この1人は、真ん中の表になりますが、これも猶予ということでございます。これにつきましては、今回の事後報告分で猶予を報告させていただくものでございます。これは後ほど御説明をさせていただきます。

この27人から、この3月末までに返還手続に応じていただいた猶予の方1人を除いた26人、これが平成27年3月末現在の継続滞納分になっているものでございます。

先ほど申し上げました新規滞納者の方が9人、継続滞納者の方が26人ということで、合計35人が3月末現在の滞納者になります。この方々に裁判中の借受者3人を合わせて38人として、3ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で先ほど滞納者38人ということで御説明をさせていただきました

方々でございます。

結果的には、この半年間で新規滞納者の方が9人、それから継続滞納者の方が2人、合計11人の方に返還手続に応じていただいたこととなります。

配付資料5ページの「(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等」について、御報告をさせていただきます。それぞれ年度ごとに、50万円以上の方、100万円以上の方ということで数字を入れさせていただいております。ただし、平成24年度までの中に4人という数字が入っておりますが、この4人の中には、表の下にございます100万円以上の方3人が内数として入っております。ですから、50万円以上100万円未満のカテゴリーの中には、100万円以上でない方が1人おられるということになります。

括弧書きは、注2でも説明させていただいておりますように、裁判で争うことを表明しておられる方の人数でございます。ですから、平成24年度までの50万円以上100万円未満の裁判に関わっておられない1人については、裁判で争うことは表明されておられないということになります。

また、この100万円以上の方は、平成25年度から平成27年度まで見込みはございませんけれども、50万円以上100万円未満の方は、平成26年度につきましては、2人見込まれており、このうちの1人は裁判で争うことを表明されている方でございます。さらに、平成27年度の1人につきましても、合わせて裁判で争うことを表明されている方でございます。

これらの数字につきましては、今現在の滞納状況を踏まえて見込んでいるものでございます。ここで、訴訟の提起については、従前の監理委員会で、基本的に50万円以上を対象としていくことでお話をさせていただいておりますが、当面は、裁判を本市から起こす時は、100万円以上という方針で、現在3件提訴させていただいているところでございます。今後、裁判手続の審理の状況、それから消滅時効の発生時期等も踏まえて、この基準対象額をどうしていくかということについて、今後の監理委員

会場でまた御審議いただきたいと考えております。

それでは、6ページを御覧ください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成26年度決定分）」を御説明させていただきます。平成12年度以前に返還始期を迎えた債権については、条例の第3条第1項によりまして、一律免除との取扱いをさせていただいておりますけれども、事務的な決定については、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

今回の決定は、1,817件、免除額に直しますと1億4,228万2,625円となります。これまでの免除額の累計は、件数にいたしますと1万6,940件、免除額にいたしますと12億6,621万380円という状況になります。免除総額、約18億3,000万円でございますので、このうちの約12億7,000万円程度が今回、免除額の累計になっているということでございます。

合わせて、死亡された借受者ですが、この方々についても、判明した段階で条例の第3条第2項第1号の規定に基づきまして、死亡者免除として返還残額の一括を免除しております。今回、1件おられまして、その方の免除額が43万8,000円となり、免除額の累計として5件、191万8,500円となります。

続きまして、6ページの下段、「3 平成26年度返還分で5年ぶりに手続する借受者約1,000人の状況（概略）」でございますが、これも先ほど御説明させていただきました内容でございます。平成21年度、制度を大きく変えた見直しの後、免除判定された方が、約1,000人おられ、免除期間5年間、平成21年度から25年度までの返還免除の期間が明けた平成26年度返還分ということで、新たに再申請を依頼しておりますけれども、先ほども申し上げましたように、約800人の方については免除決定が済んでおりますが、約200人の方については、ただ今手続確認中ということで、この中から引続き免除になられる方、それから、免除ができず、実際に金額を納めていただく方が出て来られることになるということでございます。

平成26年度返還分については、平成27年9月末が期限になりますので、次回1

1 月頃に開催を予定しております監理委員会の場で、平成 2 6 年度返還分の最終結果について御報告をさせていただく予定をしております。

続きまして 7 ページを御覧ください。「(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 2 7 年 3 月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を付けさせていただいております。これは、先ほど 3 ページの「1 (2) 平成 2 6 年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況 (件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、1 9 年度から 2 5 年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。また御確認いただきますようお願いいたします。

8 ページ、9 ページを御覧ください。8 ページには、これまで返還猶予を行ってきました事由別の内訳を年度ごとにつけさせていただいております。

前回、第 1 2 回委員会で審査案件となりました連絡対象者の傷病の事例を、前回の審査案件分として、平成 2 3 年度と 2 4 年度のところにそれぞれ数字を挙げさせていただいております。それから注 2 でございますけれども、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況 (報告分)」で報告をしている 1 人、報告番号 3 6 番でございますが、これは後ほど説明させていただきますけれども、この方 1 人分について、平成 2 1 年度から 2 5 年度まで、それぞれ 1 件ずつ数字が挙がっていることになっております。

9 ページは、返還免除の事由別の内訳の数字を年度ごとにそれぞれつけさせていただいております。

1 0 ページを御覧ください。先ほども申し上げましたけれども、「2 平成 1 2 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成 1 9 年度から 2 5 年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。「1 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく一律免除」が、上の表でございます。それから「2 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除 (死亡による免除)」が下の表となります。

それでは、1 1、1 2 ページを御覧ください。先ほど少し話をさせていただきました

た「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」でございます。特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして返還猶予の承認をいただいた事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市の方で返還猶予の措置をとりまして、その後に開催される監理委員会で報告をさせていただくということになっております。

今回、番号は、36番をつけており、特別な事情は、「A-2（検討期間の不足：家庭等の事情）」、それから「C（借受者本人の意思表示）」という理由によるものでございます。

12ページを御覧ください。個票にて少しその内容について説明をさせていただきます。

猶予は、平成21年度から25年度までの返還分、高校に行かれた分でございます。これまでの経過ということで、制度を見直した平成21年の7月以降、保証人である連絡対象者の方を訪問させていただいて、制度変更のお詫びと免除制度の説明をこの間ずっと行ってまいりましたけれども、当初やはりこの制度変更には納得できないということで対応を拒否されていた方でございます。

その後も面談を行わせていただいておりますが、平成22年の3月に、平成19年度、20年度の分については返還猶予の書類を出されまして、平成22年3月には平成19年度、20年度分の返還猶予決定を行っていたものでございます。

平成21年度返還分以降について、「納めてください。」と返還手続の面談を行ってまいりましたけれども、やはりこの間、「この制度変更は市の一方的なもので納得はできない。しっかり説明責任を果たすべきだ。」と対応を拒否されておりました。

粘り強く訪問を重ねるうちに、少しずつ連絡対象者である保証人の方の対応が変わってまいりまして、少し下になりますけれども、平成26年6月にお話をさせていただいたときに、連絡対象者も定年退職をされて少し時間が取れたため、御本人である借受者の方にも説明、相談をした結果、返還手続に応じていきたいというお話がござ

いました。平成26年9月に所得の判定をさせていただきました結果、免除の手続が取れるということで、26年11月に、平成26年度から30年度までの返還分について免除決定を行わせていただいているものでございます。

あわせてこの間、保証人である連絡対象者の方によりますと、制度変更に納得ができず、訴訟を継続中に手続することには抵抗があった。返還制度を借受者本人に説明する必要がありましたけれども、借受者本人と別居中であること、勤務先の休日が異なるということ、さらに常時介護が必要な親族がおられるということで、なかなか連絡対象者の方が借受者本人の方と話ができる機会がなかったということでございますが、借受者本人の方が、新たな世帯を設けられたということで、これを契機に、奨学金の問題について決着をつけなければという思いで、御本人とお話をされて返還手続に応じるということになったものでございます。

借受者本人は、連絡対象者の方から説明を受けて、返還制度について理解できたということで、貸与である奨学金を利用した以上、返還手続に応じていかなければならないと言われているということでございます。

平成21年度から25年度までの返還分について、先ほど申しました「家庭等の事情」、それから「借受者本人の意思表示」という事情を適用いたしまして、特別な事情による返還猶予という手続をさせていただいたところでございます。本日、この委員会の場で、御報告をさせていただきます。

最後になりますが、13ページでございます。先ほど御説明させていただいた「(参考2)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成27年4月～平成28年6月)」でございます。

平成26年度の返還分については、平成27年9月30日に履行期限を迎えますので、次の監理委員会を挟んで、平成27年12月に督促を行っていくことになります。

また、平成25年度返還分については、先ほど申し上げましたように、平成27年6月1日付けで催告の2回目を出しております。次回は、9月1日付けで催告の3回

目を出していく形になります。

平成24年度返還分につきましては、同じく平成27年6月1日付けで特別催告の1回目を出しておりまして、次は12月1日付けで出していくことになります。

表の右の方に、「法的措置の流れ」として一覧表をつけておりますけれども、今回滞納額100万円を超える方がおられませんので、これについては無視していただきますようお願いいたします。

以上、長くなりましたけれども、平成27年3月末現在の奨学金等返還事務の取組状況についての説明を終わらせていただきます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

特にないということでしたら、私から1点だけ確認ですが、返還事務の取組状況の前回との比較で、今回資料2の3ページの「1(1) 借受者別の返還に関する状況の状況（人数ベース）」ですけれども、「免除中」が減って、「返還請求」が増えているのは、先ほど御説明のあった免除手続を取られる方が今後増えるので、そちらの方々が「免除中」に移行するという理解をすればいいのでしょうか。

○事務局

はい、おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたように、「未返還」のうち、「滞納なし」の方々が239人おられますけれども、これらの方々が、まだ平成26年度返還分の手続が終わっておられない方々でございまして、この方々の中から「免除中」、又は「返還済」の方へ、それぞれ今後手続が進むことによって移行していくものと思われます。ですので、今、「免除中」の構成比75.7%ということになっておりますけれども、この構成比についても当然上がってくることになるだろ

うと考えております。

○山下委員長

ありがとうございました。それでは、他の委員の先生から特に無いようですので、引続き、次の報告案件に移りたいと思います。

次の報告案件ですけれども、資料3「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について御報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

はい、そうしましたら配付資料の15ページ、資料3を御覧ください。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についての御報告でございます。

奨学金の返還請求訴訟については、先ほども申し上げましたように、当面100万円以上の滞納のある方を対象に提訴していくことを、監理委員会の場でお諮りし、御承認いただきました。その後、市会の議決を経て、現在3件、京都市がそれぞれ滞納者の方に対して訴訟を提起しているものでございまして、これまで監理委員会ごとに裁判の状況を報告させていただいてきたところでございます。

今回、先ほど局長挨拶の中にもございましたけれども、平成27年4月16日に京都地裁で判決の言渡しがございました。大きな節目の一つ迎えておりますので、その判決の内容についても説明をさせていただきます。

その前にもう一度、改めて裁判の概要について合わせて説明をさせていただきたいと思います。15ページの「1（1） 裁判手続着手の相手方と実施内容」の表を御覧ください。裁判は3件ございますが、No. 1としているものについては、被告は、借受者の方と連帯保証人の方となります。また、請求額は、当初129万6,000円ということで請求額を訴訟提起しておりましたが、少し裁判に時間がかかる中で、その後滞納となりました分も含めて、新たに請求をしております。その追加後の額が

最終金額となっております。N o. 1の方であれば、226万8,000円となっております。返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分となります。

N o. 2の方につきましては、連帯保証人の方のみを被告としております。これにつきましては、注1にございますように、連帯保証人の方から「被告を連帯保証人だけにしてほしい。」というお申出がありまして、これを本市の方で認めさせていただいて、連帯保証人の方だけを被告、裁判対象者としているということでございます。この方につきましても、返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分で、請求額は190万2,845円となっております。

N o. 3の方につきましては、借受者の方と連帯保証人の方が相手方ということで、これにつきましても、返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分、141万1,200円が請求額になってございます。

いずれも原告は本市で、N o. 1とN o. 2につきましては、平成24年4月に提訴をいたしました。N o. 3につきましては、平成25年5月に提訴を行ったものでございます。

次に、「(2) 裁判における人権上の配慮」でございます。本件訴訟については特に人権に配慮する必要があるということで、京都地裁に対して、まず閲覧等の制限を申し立てました。あわせて、上申書を提出いたしまして、本文に書いてございますように「法廷外において被告らの方の氏名を提示しないこと」、「公開の審理の場において口頭で被告らの方の氏名を呼ばれないこと」という上申書を出しております。

申立ての結果でございますけれども、閲覧等の制限については、申立てを相当とするという決定がそれぞれなされております。また、上申書については、特に文書による回答はございませんでしたが、第1回の口頭弁論から、法廷外において被告らの方の氏名の掲示がなく、また、公開の審理の場で被告らの方の氏名が呼ばれることなく、要望に沿った対応をしていただけたものと考えております。

それでは、配付資料16ページを御覧ください。N o. 1とN o. 3の事件につき

ましては、N o. 3の被告から、平成25年8月に開かれました第1回の口頭弁論の場で、N o. 1の事件の方と併合してほしいという上申書の陳述がございました。これについては、本市である原告は特に異論がないため、裁判所の方で併合がされ、N o. 1とN o. 3については併合審理がその後されているということでございます。

17ページ、18ページを先に説明させていただきます。17ページでは、京都地裁でのこれまでの審理の経過を時系列で口頭弁論の記述ごとにまとめさせていただいております。前回の監理委員会後の経過となりますと、「1」 N o. 1」の一番下の記載になりますけれども、第14回の口頭弁論が平成27年2月12日に開かれております。同日に結審をしております。

次に、N o. 2の事件につきましては18ページを御覧ください。第13回の口頭弁論期日ということで、前回の監理委員会の翌日になりますが、平成26年12月17日に結審をしております。

それからN o. 3につきましては、第10回の口頭弁論期日ということで、併合審理をしている関係で、これも平成27年2月12日に結審をしております。

このうち、N o. 2の事件につきましては、平成26年12月17日に結審をしたときに、判決の言渡しが平成27年3月12日ということで一旦決まりました。その後、N o. 1とN o. 3の事件につきましては、平成27年4月16日に判決の言渡しと決まったのでございますが、このN o. 1とN o. 3の結審があったすぐ後の平成27年2月16日に、N o. 2の事件につきましても、判決言渡しの日を4月16日に変更するという裁判所からの連絡がございまして、3件一括で、平成27年4月16日に判決が言渡されたということでございます。

判決の内容でございますけれども、配付資料16ページを御覧いただけますでしょうか。「2 京都地裁判決の内容」でございます。判決の主文でございます。「被告は原告（本市）に対し、別紙主文目録記載の金員を支払え。」ということで、冒頭説明させていただきましたそれぞれの請求金額全額を本市に支払えという内容になってお

ります。また訴訟費用についても被告の負担とするという内容でございます。

判断理由といたしまして、3点挙げておられます。それぞれNo. 1, 2, 3, 共通でございますけれども、まず「ア 争点1」でございます。「金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に係る合意があったのか否か」ということでございます。これにつきましては、裁判所の方から、誓約書上に記載された文言を外形的・客観的に見れば、本人の返還合意に係る意思、保証人の連帯保証契約に係る意思が書面上表示されているということで、仮に被告が返還不要と認識していたとしても、誓約書が返還義務を発生させるものではない形式的なものであると認めることは困難だということでございます。原告と被告との間では誓約書によって金銭消費貸借に係る合意、それから連帯保証契約に係る合意があったというように理由をつけておられます。

それから「イ 争点2」でございますが、「仮に返還合意があったとしても、金銭消費貸借契約が錯誤等により無効となるか否か」ということでございます。これについても、被告は金銭消費貸借に基づいて負担した返還義務を市が肩代わりすることを認識していたので、返還義務そのものについては誤信がなかったということで、錯誤があったということも認められないという判断がされております。

それから、「ウ 争点3」でございます。「本件請求が信義則違反又は権利濫用になるか否か」でございますけれども、これについても、原告の従前の運用や説明に信頼を寄せていた被告の予測に反する面があることは否定できないものの、条例の規定により被告に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、それをもって信義誠実違反や権利の濫用になるものと断ずることは困難だという判断がされておまして、結論として京都市が勝訴ということでございます。

ただ、この判決文の結論の最後に付言が付されております。少し読ませていただきますけれども、5点ございます。1点目で「本件紛争は、自立促進援助金を所得にかかわらず一律無審査で支給し、これと奨学金の支給を一体的に運用する中で、原告が借受者に対し、同和奨学金については返還する必要がない旨を長きにわたって説明し

続け、借受者に対し、同和奨学金の返還が求められることはないとの信頼を抱かせたことに根本的な原因がある」。

2点目で「総点検委員会が指摘したように、平成18年大阪高裁判決において違法と判断されたのは、自立促進援助金の支給に関する京都市長等の裁量についてであり、支給された借受者についてではない」。

3点目として、「上記違法状態を解消しようとすることは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱と痛みをもたらすものであり、本件紛争もそのようなものとして位置付けることができる」。

4点目として、「自立促進援助金の支給に係る原告の今日までの運用の経過に鑑みると、借受者には落ち度は見出し難いといわざるを得ず、本件請求は自らの判断の誤りの責任を借受者側に転嫁するものとのそしりを受けてもやむを得ないものがある。その意味で、本件における被告らの主張には理解できる部分がないわけではない」。

5点目として、「原告は、本件の紛争をそのようなものと再認識し、本件の解決と併せ、同和奨学金の借受者に対する対応についても、これまで以上に十分な理解を求めつつ、より誠実かつ真摯な対応を一層尽くすべきものであると思料する次第である」という付言がなされております。

この付言につきましては、先ほど局長も申し上げましたように、主な部分は総点検委員会の付言として既に指摘されているものでございます。資料に番号をつけております②番、③番、⑤番、この3つにつきましては、総点検委員会の報告書、平成21年3月6日に出されておりますが、それとほぼ同内容ということになっております。

本市といたしましては、平成21年度、制度を大きく変えた時以降、借受者の方に対して丁寧かつ誠実な説明を行ってきたところでございますけれども、今後も借受者の方に対しては、引き続き十分な説明と実態に即した誠意ある対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、これまでの「京都地裁での原告・被告間の主な主張」については、18ペー

ジ以降、＜参考＞としてつけさせていただいておりますので、御覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、もう一度15ページにお戻りいただきます。冒頭の文章になりますが、判決後の状況について少し説明させていただきたいと思います。

本文にも書いてありますとおり、平成27年4月27日付でN o. 2の事件については控訴がされております。それからN o. 1とN o. 3の事件については平成27年4月28日付で大阪高裁に控訴がされているという状況でございます。

このうちN o. 2の事件につきましては、6月5日に京都市の方に控訴状が届きました。しかしながら、なぜ控訴するのかという控訴の理由書については、「追って述べる。」ということで、理由が一切、付されていない状況でございます。

この控訴理由につきましても、控訴人の方は、来週になりますけれども、6月16日までに、控訴理由書を大阪高裁に提出する予定ということになっております。

この控訴理由書が出されてまいりますと、本市では、3週間以内に答弁書をつくりまして大阪高裁へ提出するということになります。現在の予定でございますけれども、このN o. 2の事件につきましては、大阪高裁において、平成27年7月16日の午前10時から第1回の口頭弁論が行われる予定となっております。

それからN o. 1とN o. 3の事件でございますけれども、これにつきましては控訴状がまだ大阪高裁の方にございまして、本市には届いておりません。これにつきましても、控訴理由書の提出は法律上、控訴後50日以内ということが定められておりますので、6月の中旬、下旬、もうしばらくしましたら控訴状と合わせて京都市の方に届くのではないかと考えております。

これにつきましても内容を確認した上で、本市では応訴手続を取っていくことになりますけれども、これについては相手方の控訴理由書の提出の状況を踏まえまして、本市の方で、改めて答弁書をつくっていくことになりますので、第1回口頭弁論期日

というのは、恐らくN o. 2の事件よりも後に設定されていくことになると思われ
ます。

以上が、現在の控訴の状況でございます。以上で「奨学金等の返還請求訴訟の状況」
について説明を終わらせていただきます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の訴訟に関する状況につきまして、委員の皆様か
ら何か御質問がありますでしょうか。

それでは、私の方から、事務的な質問なのですが、N o. 2, それからN o. 1及
びN o. 3の2つがありますが、京都地裁では相手方に代理人が付かれておりました
けれども、控訴も代理人が付かれているということで良いのでしょうか。

○事務局

はい、N o. 2の事件につきましては、控訴状が手元に届いておりまして、今、委
員長がおっしゃられましたように代理人が付かれておられます。

ただN o. 1とN o. 3の事件につきましては、まだ控訴状が手元に届いておりま
せんので、代理人が付かれているということについては確認ができておりませんが、
推測でございますけれども、恐らく代理人が付かれることになるのではないかと考え
ております。

○山下委員長

補足ですが、2つの事件について、大阪高裁で係属している部というのは同じなの
でしょうか。違うのでしょうか。

○事務局

違います。N o . 2 の事件につきましては大阪高裁の第 1 4 民事部ということで連絡が来ております。それと、昨日の夕方届いた情報によりますと、N o . 1 と N o . 3 については第 1 3 民事部に係属するということで、2 つの事件は所属する民事部が違うため、恐らく担当裁判官も異なってくることになるのではないかと考えております。

○山下委員長

一審では同じ部で審理されていたのですが、二審が違う部ということであれば判断が異なるということは理屈上あり得るので、少しその辺りがどうかと思うのですが、藤原委員、いかがでしょうか。

○藤原委員

私も同じように思います。

○山下委員長

同じ部で審理された方がいいように思いますけれども、どうしようもないことですか。

○事務局

一審のときは本市が原告ということで、借受者の方を提訴し、本市の方から、この 3 件について合わせて審理をしてくださいということを申し上げて、それを認めていただいたということがございますけれども、今回は、それぞれ控訴人の方が、本市を被控訴人ということで逆に訴えておられますので、被控訴人の方から大阪高裁に対して、この事件について合わせて審理をしてくださいと申し上げることができるのかど

うかということが、私どもではわかっていない状況でございます。その辺りはいかがでしょうか。弁護士の先生方がお2人おられますけれども。

○山下委員長

不可能ではないと思いますし、同一の結論が好ましいので、上申されてもいいのではと思うのですが、それは京都市にも当然、引続き代理人が付かれていますと思いますので、御協議なされたらいいことかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。上申については、本市の法制課や代理人である弁護士の方と相談させていただきます。

○山下委員長

委員の皆様、一審の判決がついに出了ということですが、御感想でもいいので、どうでしょう。特に、御意見、又は御感想があれば、いかがでしょうか。

○西田委員

特に感想はないですが、結論の後に付けられた内容については、やはり非常に大事なことなので、先ほど事務局からも今後の対応の仕方について、今まで以上に誠意を持ってという決意というか、方向性も示されたので、我々としても、その点がきちっとされるように是非お願いしたいと、付け加えて申し上げたいと思います。

○山下委員長

私も、そもそもこの判決で棄却されてしまうと、この監理委員会の制度が成り立たない訳ですから、非常に、この判断自体には安堵しております。ただ、付言の部分は、

まさに今、西田委員がおっしゃられたことで、非常に留意しなければいけないと思っていますし、かつ、この監理委員会の運営も基本的にはこの付言に沿った形で取り組んでいると思いますので、特に判決の付言があったからといって改めなければいけないということではなく、奨学金等返還事務監理委員会の姿勢そのままの方針で対応するようにという裁判所の示唆だと思いますので、引き続き従前どおりの取り組み方をしていけばいいと思っております。

それでは、報告関係については以上とさせていただきますが、せっかくの機会ですので、全体を通じまして何かお気づきの点などがありましたら、委員の皆様、よろしく願いいたします。

特に、今回新しく就任された玉置委員、抱負でも結構ですし、何かございますでしょうか。

○玉置委員

抱負というところとおこがましいのですが、今おっしゃられましたように、やはりこの付言というのは非常に重要なものだと思います。該当者の方々の生活が安定していること、そして自立を目指していけるように、色々な判定をされる時には、様々な形でその辺りを合わせて考えていただきたいと思います。

ただ、やはり法治国家ということではないですが、法の支配という意味では、きちんと踏まえていくべきだと思いますので、相手の立場をしっかりと考えながらも、やはり何が正しいのか、どうすべきなのかということは考えていただけたらなと思っています。

○山下委員長

藤原委員から、何かありますか。

○藤原委員

特にありません。

○事務局

事務局のほうから１点報告させていただきます。本日の委員会の議事録についてですけれども、事務局で作成いたしまして、その後、委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会の日程でございますが、特に緊急の案件というのがなければ平成２７年１１月頃を目処に開催していきたいと考えております。その場では平成２６年度返還分の取組状況ですとか、控訴審での訴訟の審理状況等について御報告させていただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○山下委員長

そうしましたら、本日の第１３回監理委員会につきましては、これにて閉会させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○事務局

どうも本日はありがとうございました。

(終了)